

# 店頭外国為替証拠金取引約款

## 【みんなのFX】

この店頭外国為替証拠金取引約款(以下「本約款」といいます。)は、お客様が 트레이ダーズ証券株式会社(以下「当社」といいます。)の「みんなのFX」の商標のもと提供するサービスを利用して店頭外国為替証拠金取引(以下「本取引」といいます。)を行う場合の権利義務関係に関する取り決めです。お客様は、「店頭外国為替証拠金取引説明書(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)」及び「本約款」(以下、「契約書面等」といいます。)の内容を最後までお読みになり、本取引の仕組み、内容、リスク等を十分に理解した上でご承認頂き、お客様の責任と判断で本取引を行う必要があります。なお、本約款における用語の意義は、本約款の第1条(定義)において定めるところとします。

### 第1条 (定義)

本取引において用いられる用語については、次の各号のとおり定義します。

1. 「外国為替レート」とは、インターバンク市場における取引価格を参考として、当社が提示する価格をいいます。
2. 「スワップポイント」とは、取引の対象となる外貨と円貨及び外貨同士の金利差調整分を換算し、精算した金額をいいます。
3. 「ポジション」とは、本取引における未決済の約定をいいます。ポジションは、建玉と同じ意味となります。
4. 「反対売買」とは、買いポジションを反対に売って決済すること、又は売りポジションを反対に買って決済することをいいます。
5. 「預託証拠金」とは、本取引を行う為に、お客様が当社に預託する担保としての金銭をいいます。
6. 「預託証拠金残高」とは、預託証拠金に既決済損益及び出金予約額を加算減算した証拠金をいいます。
7. 「ポジション必要証拠金」とは、ポジションを維持するために必要となる証拠金のことをいいます。
8. 「建玉評価損益」とは、保有しているポジションを時価により評価したものをいいます。また、建玉評価損益に未決済のスワップポイントを加味したものを「評価損益」といいます。10,000通貨単位未満の取引については、決済取引によって反対売買されるまでは、新規及び決済にかかる取引手数料が評価損益に含まれます。
9. 「注文証拠金」とは、未約定の注文について取引単位あたりに必要とされる証拠金のことをいいます。
10. 「証拠金維持率」とは、ポジション必要証拠金の額に対する純資産額の比率のことをいいます。

11. 「建玉可能額」とは、現時点で新規の取引に利用できる預託証拠金の限度額のことをいい、純資産額からポジション必要証拠金と注文証拠金を差し引いた額となります。
12. 「出金可能額」とは、現時点で出金依頼を行うことができる預託証拠金の限度額のことをいいます。
13. 「純資産額」とは、その時点で全ての取引を終了した場合のお客様の資産です。預託証拠金に評価損益をたし合わせたものから出金予約額を減じたものとなります。
14. 「ロスカット」とは、本取引によるお客様の損失拡大を防ぐ為にポジションを強制的に反対売買することをいいます。
15. 「売買の区別」とは、新規の売り、新規の買い、決済の売り、決済の買いの区別をいいます。
16. 「アラートライン」とは、ロスカット処理の注意を促す目的で設定する証拠金維持率のことをいいます。
17. 「追証」とは、当社が定める営業日ごとの証拠金率判定時刻において、実預託額がポジション必要証拠金の額を下回った場合に必要となる追加の預託証拠金のことをいいます。証拠金率判定時刻におけるポジション必要証拠金に対する実預託額の不足額を「追証不足額」といいます。「証拠金率判定時刻」とは、各営業日毎に追証が発生するか否かを判定する時刻のことをいい、米国冬時間の営業日においては東京時間6:50、米国夏時間の営業日においては東京時間5:50となります。

## 第2条 (本取引の内容)

1. 本取引は、お客様が所定の証拠金を当社に事前に預け入れることにより、通貨の売買取引を行う店頭外国為替証拠金取引(金融商品取引法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引のうち同項第1号に規定する取引)であり、当該売買の目的となっている通貨の新規の売り若しくは買い、これらに対する決済の売り若しくは買い(以下、「反対売買」といいます。)による差金の授受によって決済する取引です。本取引にはこの決済による売買損益の他にスワップポイントによる損益及び手数料が発生します。
2. 本取引は、お客様がインターネットを通じて当社が管理するサーバー(以下「本サーバー」という。)にアクセスし、当社がサーバー上で提供する取引システム(以下「本取引システム」という。)を利用して行われることを原則とします。本取引サービスの利用において、本取引システムの改変及び本取引システム以外の使用を禁止します。また、電話、ファックス、電子メールその他の手段による注文及びその変更・取消しは、当社が別途認めた場合を除き受け付けません。
3. お客様は本取引を利用するにあたり、お客様の責任で当社が別途定めるインターネット接続環境を準備する必要があります。

## 第3条 (取引口座)

1. お客様は本取引を行うに際し、契約書面等を承諾及び同意した上で当社所定の方法により、本取引を行うための口座(以下、「本取引口座」という。)の開設を申し込むものとします。
2. 本取引口座の開設については、当社の審査基準に基づき適否を判定するものとし、お客様は

当社が本取引口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。

3. 前項の口座開設時の審査は、お客様が口座を一旦解約された後、再び口座を開設される際にも行われます。

4. 本取引により行われる金銭の移動はすべて本取引口座を通じて行われ、本取引の損益、残高も本取引口座で管理されるものとします。本取引口座は、お客様一人につき一口座のみの開設となります。

#### **第4条 (取引口座開設基準)**

1. 本取引システムを利用し、本取引口座を開設することができるお客様は、以下の各号の基準を満たしていることを必要とします。

- 1)ご自身の判断と責任により店頭外国為替証拠金取引を行うことができること。
- 2)日本国内に居住する満20歳以上であり、法律上の行為能力を有する個人であること。
- 3)ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること。
- 4)当社と電話若しくは電子メールで常時連絡が取れること。
- 5)本取引に係るリスク・商品の性格・内容を十分理解していること。
- 6)ご自身でインターネットを通して取引・確認・管理が行えること。
- 7)本取引にかかる契約締結前及び締結時の書面、取引報告書、取引残高報告書、年間損益報告書、その他法令により交付すべき書面を電磁的方法により当社が提供することを同意頂けること。
- 8)振込先預金口座は、国内に存する金融機関を指定すること。
- 9)マネーロンダリング等の公序良俗に反する取引、その他不法又は不正の疑いのある取引に利用するために本取引を行わないこと。不法な反社会的勢力の一員でないこと。
- 10)お客様が法人の場合、日本国内において本店又は支店が登記されていること。
- 11)その他当社の定める口座開設基準に該当すること。

2. 当社における審査の結果、当社がお客様の本取引口座開設を承諾しなかった場合、その審査結果及び理由について、いかなる場合においても開示しないものとします。

#### **第5条 (本人確認書類)**

口座開設審査において、お客様ご本人の確認をする目的で、運転免許証や住民票の写し等をご提出していただくことを要します。

1. 個人のお客様の場合(下記書類のいずれか一点)
  - イ. 各種健康保険証(カード式で裏面に住所の記載がある場合は裏面も必要となります)
  - ロ. 運転免許証(変更があれば裏面も必要となります)
  - ハ. パスポート(顔写真のページ、住所のページをそれぞれ必要となります)
- ニ. 住民基本台帳カード
- ホ. 外国人登録証(必ず両面コピーが必要です)
- ヘ. 外国人登録原票記載事項証明書

- ト. 住民票の写し(コピーのことではありません)
  - チ. 印鑑証明書
  - リ. その他、官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、お客様のご本人確認が可能であるもの。
    - イ～ホは有効期限内又は現在有効なものをコピーしてご用意下さい。
    - ヘ～チは作成・発行日から3ヶ月以内の原本をご用意下さい。
2. 法人のお客様の場合(下記書類のすべて)
- イ. 登記簿謄本又は履歴事項全部証明書  
発行日から3ヶ月以内の原本(コピー不可)
  - ロ. 代表者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)
  - ハ. 取引担当者の本人確認書類(前号個人のお客様の場合と同様)

## 第6条 (預託証拠金)

1. お客様は本取引を行うにあたり、取引により生じるお客様の一切の債務を担保するために、当社が別に定める証拠金を当社に預託するものとします。証拠金の預託は全額現金により行うものとし、有価証券等による預託の受入れは行わないものとします。
2. お客様は、初回に預託する証拠金の金額は、当社の定める初回入金額以上であることを了承するものとします。
3. お客様は、預託証拠金の金額が当社の定めるポジション可能額以上であることを了承するものとします。
4. お客様が新規の取引を開始するためには、純資産額がポジション必要証拠金額以上である必要があります。必要な証拠金が全額当社に預託されていない場合もしくは当該新規注文によりポジション必要証拠金額が純資産額を上回る場合、お客様が申し出た注文は無効となります。
5. 当社はお客様に事前に通知することなく、預託証拠金の料率を変更することができるものとします。
6. 当社は、本取引に係るお客様の債務の弁済を受けるまでは、預託証拠金を担保として留保することができるものとします。
7. 当社は、お客様が当社の指定した日までに債務を弁済しない場合は、事前に通知することなく、前項の規定により留保された金銭をもって当該債務の弁済に充当することができるものとします。この場合において、その充当につき不足が生じるときは、不足額についてお客様から追徴するものとします。
8. お客様からお預りした預託証拠金に利息は付さないものとします。
9. お客様は、前各項に定めるほか、本取引に係る預託証拠金の取扱いについては契約書面等を遵守するものとします。

## 第7条 (区分管理)

1. 当社ではお客様からお預りした証拠金については、三菱UFJ信託銀行株式会社の信託口座にて区分管理を行います。

2. 区分管理の対象とする顧客資産は「お客様から預託を受けた証拠金、日々の値洗いによって生じる未決済損益、既決済の実現予定損益および未決済・既決済のスワップ損益を含めた金銭の合計額」となります。また区分管理の対象となる証拠金の額に反映されるべき未決済損益は、ニューヨーククローズ時点(米国夏時間は日本時間午前5時50分、冬時間は日本時間午前6時50分)のお客様の保有する建玉と当社の定める評価レートにより算出いたします。
3. 三菱UFJ信託銀行株式会社の信託口座へ入金されるまでの間は、ゆうちょ銀行、みずほ銀行、三井住友銀行、楽天銀行、りそな銀行、埼玉りそな銀行、近畿大阪銀行、住信SBIネット銀行の証拠金であることが名義により明らかな預金口座にて当社の固有財産とは区分して管理を行います。
4. 区分管理は、外国為替証拠金取引の元本を保証するものではありません。通貨市場の価格変動により、お客様が預託した金額の範囲を超える損失が発生するリスクがあります。

### **第8条 (差金決済)**

本取引に係るお客様のポジションについて、お客様が任意にこれを反対売買することができるものとします。この場合、当社はおお客様の売付総代金から買付総代金を控除し、お客様の本取引口座において預託証拠金に振替えます。益金がある場合は預託証拠金に加算し、損金がある場合は預託証拠金をもって充当します。これによってお客様の預託証拠金の額が増減することを、お客様はあらかじめ了承します。

### **第9条 (ロールオーバー)**

お客様が、第8条の反対売買による差金決済の指図を当社の定める日時(米国冬時間は東京時間6:50、米国夏時間は東京時間5:50)まで行わなかった場合、当社はおお客様に事前に通知することなく、当社の定める日時に、当社の定める外国為替レート、スワップポイント、諸経費の計算に基づいて、本取引に係るお客様のポジションの計算上の損益を求め、自動的に期限の決済の繰り延べを行うものとします。

### **第10条 (強制決済)**

お客様が第22条に定める期限の利益を喪失した場合、又は第11条及び第12条に該当する場合は、お客様に事前に通知することなく、当社はおお客様のポジションをおお客様の計算において決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

### **第11条 (ロスカット)**

1. 純資産額が、ポジションに係る証拠金必要額に対して当社が定める比率を乗じて算出した額を下回った(証拠金維持率が当社の定める比率を下回った)場合には、当社が、お客様に事前に通知することなく即時、お客様の発注済みの注文を全て取消するとともに、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

2. ポジションの計算上の評価損が発生し、お客様が新たに預託証拠金を当社に入金された場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、ロスカットにより反対売買が執行されることがあることを、お客様は、あらかじめ承諾するものとします。
3. お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことをあらかじめ了承します。
4. 第1項に定めるロスカットの基準及び当社が定める比率は、当社の判断によって変更することができるものとします。

## 第12条 (追証)

1. 当社が定める営業日ごとの証拠金率判定時刻において、実預託額がポジション必要証拠金の額を下回った場合には、追証が発生するものとし、追証が発生した場合、当社が、お客様に事前に通知することなく未約定の新規注文及び出金予約を取消するとともに、新規取引及び出金に制限を掛けることをお客様は、あらかじめ承諾します。また、追証の発生後、当社の定める期限(「追証入金期限」といいます)までに追証不足額以上の入金もしくはポジションの決済による追証不足額以上のポジション必要証拠金の減額がない場合は、当社が、お客様に事前に通知することなく、お客様の計算において全ての未決済ポジションを、反対売買により差金決済することとし、お客様は、このことをあらかじめ了承します。追証入金期限は、証拠金率判定時刻において追証が発生した場合、翌営業日の証拠金率判定時刻とします。
2. 追証が発生し、お客様が新たに預託証拠金を当社に入金された場合でも、取引口座への金額の反映が間に合わず、強制決済により反対売買が執行されることがあることを、お客様は、あらかじめ承諾するものとします。
3. お客様は、当社が第1項の反対売買による差金決済を行った場合に生じる売買損金をお客様に事前に通知することなく預託証拠金から差引くこと、また売買損金額が預託証拠金の額を上回った場合、その差額を当社が指定する期日までに支払うことをあらかじめ了承します。
4. 証拠金率判定時刻及び追証入金期限は、当社の判断によって変更することができるものとします。
5. 相場の変動によるポジション必要証拠金の減額は、追証不足額の減少には算入されません。従って追証が発生した後は、相場の変動により証拠金維持率が100%を回復した場合でも追証入金期限までに追証不足額に相当する入金もしくはポジションの決済によるポジション必要証拠金の減額がない場合には、当社がお客様の計算において全ての未決済ポジションの反対売買により差金決済することをお客様はあらかじめ了承します。

## 第13条 (証拠金の出金)

1. 純資産額がポジション必要証拠金を越えている時は、本取引システム内の余剰金額の範囲内でお客様は超過分の全部又は一部の出金を請求することができます。
2. 前項の出金予約額は、当社が別途定める方法により行うものとします。
3. 出金請求の手続きを取られた場合、出金請求日から原則3営業日以内にお客様名義の指定

銀行口座に送金いたします。(通常は営業日当日午前 11 時までに当社で確認できた出金請求につきましては、原則として当日お客様の銀行口座へ振込み手続き致します。午前 11 時以降の受付分は翌日以降の振込み手続きとなります。)

4. 前項に関わらず、債権保全その他の事情により、当社が証拠金を維持する必要があると認めた場合は出金手続きを保留させて頂く場合もございます。なお、海外休業日等の事情によっては、お客様の銀行口座への振込みが翌々営業日を過ぎる場合もあります。

5. 出金可能額の計算、出金回数及び振込手数料の負担につきましては、当社が別途定める方法で行います。お客様からの出金請求を受け付けた後、純資産額とポジション必要証拠金の差額が出金予約額を下回った場合、出金によるロスカットの可能性が明らかである場合、並びに追証が発生した場合、当社は出金処理を中止することができるものとします。

#### **第 14 条 (手数料等諸経費)**

取引手数料は、10,000 通貨単位以上の取引については無料です。10,000 通貨単位未満は取引毎に 1 通貨単位あたり 3 銭、1,000 通貨単位あたり 30 円がかかります。新規取引の際に 1,000 通貨単位で取引した建玉については、その合計の建玉が 10,000 通貨以上となった場合でも決済手数料がかかります。

取引口座からの出金の際の振込手数料は当社負担といたしますが、出金額は 2,000 円以上とさせていただきます。ただし、出金可能額が 2,000 円に満たない場合の全額出金は可能とします。入金の際の振込手数料等その他の費用は、お客様の負担とします。

#### **第 15 条 (リスクと自己責任)**

お客様は、本取引について、次の各号に掲げる内容を十分に理解した上で、本約款記載事項を承諾し、自己の判断と責任においてお客様の計算で取引を行うものとします。ただし、本約款がすべてのリスクその他重要な要因をすべて網羅しているものではありません。

1. 外国為替相場の変動リスク、金利変動リスク及び取引市場環境の変化のリスクを伴うものであること。
2. レバレッジ効果があるため、少ない証拠金で大きな利益を得る可能性がある反面、多大な損害を生じる可能性もあり、かつ、元本保証ではないこと及びその損失の額が預託証拠金を上回ることとなるおそれがあること。
3. 店頭外国為替証拠金取引に係る預託証拠金は、「日本投資者保護基金」及び「日本商品委託者保護基金」の補償対象外であり、お客様の預託証拠金を公的に保全する制度ではないこと。
4. 政治、経済若しくは金融情勢の変化、天災地変、戦争、ストライキ、外貨事情の急変、各政府若しくは外国為替市場による規制、又は不測の事態により、取引が制限されたり、金銭授受の遅延等、お客様に負担が生じるリスクがあること。
5. 外国為替市場でのカバー取引が不可能となり又は制限されることになり、お客様と当社の取引も不可能となり又は制限される可能性があること。

6. 通貨の流動性が低下すると、その通貨の取引ができなくなり、その結果大きな損失が生じる可能性があること。
7. 本取引は政府機関により規制された市場で行われるものではなく、当社が提示する価格は、当社がお客様に独自に提示するものであり、市場における流動性などに応じてお客様により又は個別取引により異なる場合があること。
8. 通信機器及び通信回線、その他インターネットに関するインフラの障害等による取引が制限されるリスクがあること。
9. 当社は予告なく営業を休止することがあり、この場合、お客様は当社に対し営業を継続させる権利を有せず、お客様が当社に請求できるのは、未決済取引と、証拠金又は担保の返還のみとなること。

#### **第 16 条 (法令等の遵守)**

お客様は、本取引を行うにあたり、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」その他関連諸法令を遵守するものとします。また、かかる関連諸法令に基づき必要とされる証明書、証拠書類等を当社に提出することをあらかじめ了承するものとします。

#### **第 17 条 (ログインID、パスワード)**

1. 当社は、お客様の取引口座開設審査を経て口座開設を承認した後、お客様に本取引システム利用のためのログインIDとパスワード(以下、「ログイン情報」といいます。)を発行します。ログイン情報の発行通知については郵送のみの通知となります。
2. 本取引システムの利用は、本取引の際にお客様が入力するログイン情報が当社に登録されているものと一致した場合のみ、行うことができます。
3. お客様は、ログイン情報を管理する責任を負うものとし、ログイン情報を使用できるのはお客様ご本人にのみとします。これらを他人に貸与若しくは譲渡することはできません。また、パスワードについては、お客様の責任で、当社所定の方法により変更するものとします。
4. お客様のログイン情報を使用して、本取引システムに対して行われた売買注文に係る指図及び預託証拠金の払い出しに係る指図、並びに連絡について、当社はお客様自身が行ったものとみなします。
5. 前項に基づき当社が通知したログイン情報を使用できるのはお客様ご本人に限ることとし、これらを共同で使用し、又は他人に貸与若しくは譲渡することはできません。お客様ご本人以外の第三者の使用が判明した場合には、当社は、そのお客様による本サービスの利用を停止・中止いたします。また、お客様は、ログイン情報が第三者により不正に使用されないよう、これを適正に管理しなければならず、ログイン情報により、第三者が行ったすべての取引についての責任はお客様ご本人が負担するものとします。さらに、お客様が、第三者にお客様のログイン情報を使用させたことに関して当社に損害等が生じた 場合には、お客様は、当社に対して、かかる損害等を賠償、補償又は補填するものとします。



## 第 18 条 (注文の受付・実行)

1. 本取引の注文の受付と実行に関しては、次の各号によるほか、契約書面等に従うものとします。
2. お客様は、当社に対し、通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等、当社のあらかじめ指定する事項を明示した上で、当社に対する取引の注文を行うものとします。
3. お客様が当社と行う本取引において取り扱う通貨ペア、注文の種類、及び注文の有効期限を指図する場合の最大日数は、当社が定めるものとします。
4. お客様は、当社がこれら通貨ペア、取引数量、売買の区別、注文の種類、注文の有効期限等を変更できることをあらかじめ了承します。
5. お客様が当社に発注することのできる売買注文の数量は、お客様の預託証拠金の額及びお客様の保有ポジションに応じて当社の定める数量の範囲内に限り、かつ当社の定める最大注文数量の範囲内に限られるものとします。
6. お客様は、当社がこの最大注文数量を変更できることをあらかじめ了承します。
7. お客様が本取引システムを利用して行う売買注文は、入力内容を当社が受信し確認をした時点で、受信した内容の注文を受け付けたものとします。
8. 当社は、前項によりお客様から受け付けた注文につき、その内容に従い、相当な時間内に注文された取引を成立させるものとします。ただし、以下の事由が生じたときは、当社は注文された取引を成立させないことができます。
  - 1) お客様の本取引口座における純資産額がポジション必要証拠金額に満たない又は当該注文の執行によりポジション必要証拠金額に満たなくなるとき。
  - 2) 注文の内容が法令、本約款その他の当社の規程に違反するとき。
  - 3) 外国為替市場でのカバー取引ができないとき。
  - 4) 注文が本取引システムにおける価格等の誤表示に基づくものであるとき。
  - 5) その他取引を成立させるのが相当でないと当社が判断したとき。
9. お客様は、第 1 項の注文のうち、当社とお客様との間で取引が成立していない未約定注文に限り、本取引システム上で取消又は変更等を行うことができます。
10. お客様の操作の誤りにより成立した売買注文に関する責はお客様が負い、当社はその責を負わないものとします。

## 第 19 条 (電子交付)

当社は、お客様に対し提供する金融商品取引法に規定される各種交付書面について、書面交付に代えて金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、「府令」といいます。)に定める電磁的方法によって交付(以下、「電子交付」といいます。)することができるものとします。当社は、お客様が本約款の同意をもって電子交付を承諾したものとし、次の各号の定めるところによって電子交付を行うものとします。

1. 当社は、次に掲げる方法によって電子交付を行うものとします。
  - イ. 当社が契約しているデータセンターで運営されるホームページ内の認証が必要とされる特定の画面等(以下、「当社顧客画面」といいます。)に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイル

に書面の記載事項を記録し、顧客の閲覧に供する方法。(府令第56条1項1号八に規定される方法)

- ロ. 当社顧客画面に顧客ファイルを設け、当該顧客ファイルに同意に関する事項を記録する方法。

#### **第20条 (外国為替レート)**

1. お客様は、当社に対し、外国為替市場の取引レートに基づいて当社が提示する外国為替レート以外の外国為替レートを主張できないことをあらかじめ了承するものとします。
2. お客様は、成行注文又は逆指値注文等の場合、為替レートの変動等により実際の約定価格が取引画面の提示レート又はお客様の指定した外国為替レートとは同一にならない場合があること、指値注文の場合はお客様のご注文はお客様が注文された価格で約定することをあらかじめ了承するものとします。
3. システムのメンテナンス中、障害時はレートを配信できないことをあらかじめ了承いたします。

#### **第21条 (スワップポイント)**

お客様が第8条において当社が定める日時を越えてポジションを保有するときは、以下の各号に従いスワップポイントが発生いたします。但し、適用される料率は、市場金利に基づき、当社が定めるものとします。

1. お客様が買い越した通貨の金利の方がお客様が売り越した通貨の金利よりも高い場合には、その金利差に基づき計算されたスワップポイントがお客様に支払われるものとします。
2. お客様が売り越した通貨の金利の方がお客様が買い越した通貨の金利よりも高いときは、その金利差に基づき計算されたスワップポイントをお客様が当社に支払うものとします。
3. 1円未満のスワップポイントは、受取の場合は切捨て、支払いの場合は繰上げとします。
4. 前項にかかわらず、当社の規定により、スワップポイントの受払いでなく、お客様から当社へのロールオーバー費用の支払い義務が生じる場合があります。

#### **第22条 (期限の利益の喪失)**

1. お客様に以下の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催促等がなくても、お客様は当社に対する本取引に係わる一切の債務について期限の利益を失い、ただちに弁済することとします。

- 1)破産、特別清算、会社更生手続き開始、民事再生手続き開始又は特別清算手続開始の申立その他これらに類する倒産手続きの申立があった場合。
- 2)手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3)支払停止となったとき。
- 4)お客様の当社に対する取引又はポジションに係るその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送された場合。

- 5)お客様の当社に対する取引又はポジションに係る債務について差入れている担保の目的物について差押又は、競売手続の開始があった場合。
  - 6)外国法に基づき、前各号までに定める事由に相当する事由が発生した場合。
  - 7)住所変更の届出を怠るなどお客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となった場合。
  - 8)お客様が死亡した場合又は心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難になった不可能となったことを当社が確認した場合。
  - 9)お客様が当社に対し営業に支障をきたすと当社が認める行為を行った場合。
  - 10)口座開設時又はその後に当社に対して虚偽の申告又は届出をしたことが判明した場合
2. お客様に以下の事由いずれかが生じた場合には、当社の請求により、お客様は本取引及びポジションに係る当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに弁済することとします。
- 1)当社に対する本取引及びポジションに係る債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき。
  - 2)お客様の当社に対する債務(但し、本取引及びポジションに係る債務を除く。)について差入れている担保の目的物について差押え又は競売手続の開始(外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。)があったとき。
  - 3)お客様が法令、本約款、その他の当社との間の約定取引、取引慣行又は公序良俗いずれかに違反したとき。
  - 4)お客様が当社Webサイトの運営又は当社の電気通信設備に支障を及ぼし又は及ぼすおそれのある行為を行ったと当社が認めた場合。
  - 5)レート又はレートの配信を操作する、若しくは本システムでは通常実行できないような取引を行う等、本システムに対する不当行為により不適正な取引を行ったと当社が認めた場合。
  - 6)前各号のほか、当社がお客様との取引継続を不相当と認める事由が生じたとき。
3. お客様は、第1項又は第2項の各号に定める事由のいずれかが生じた場合には、ただちに当社に対し書面をもってその旨の報告をすることとします。

### **第23条 (本取引利用契約の終了・解約)**

1. お客様が本約款に基づく契約を解約する場合は、お客様は当社の指定する方法により当社に解約の申し入れを行うものとします。ただし、お客様にポジションがある場合は解約の申し入れを行うことができないものとします。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、当社は何らの通知、催告をすることなく、直ちに本約款に基づく契約を解約することができるものとします。またお客様にポジションがある場合は、お客様の計算において差金決済することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。
  - 1)お客様が契約書面等の条項又は記載内容のいずれかに違反し、当社が解約を通告したとき。
  - 2)お客様が法令等に違反したとき。

- 3)お客様が本取引を行うことについて不適格であると当社が判断したとき。
  - 4)第 22 条に定める期限の利益の喪失が生じたとき。
  - 5)第 35 条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき。
  - 6)お客様が暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行為をなす者であると判明したとき。
3. 前項の規定によりお客様との本取引を解除する場合において、お客様の本取引のポジションが残存するとき、又はお客様の当社に対する債務が残存するときは、残存するポジションを反対売買により決済した上で、第 8 条、第 10 条、第 25 条、第 26 条の定めるところに従い、当社とお客様の間の債権債務を精算するものとします。この場合に、お客様の当社に対する債務が生じたときは、直ちにその債務の弁済を行わなければならないものとします。
4. 本約款に基づく契約が終了した場合、その他の本取引に係る約款及びその他の関連規程等に基づく契約も同時に終了するものとします。

#### **第 24 条 (取引サービスの中止及び廃止)**

1. やむを得ない事情がある場合、お客様に事前に通知することにより、当社は本取引サービスの提供を中止又は廃止することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。
2. お客様は、前項により通知された取引サービスの中止・廃止日までに、すべてのポジションを反対売買し本取引を終了することをあらかじめ了承します。
3. お客様は、当該中止・廃止日にお客様のポジションが残存する場合には、第 10 条に準じて、当社が反対売買を行うことをあらかじめ了承します。

#### **第 25 条 (差引計算)**

1. 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由により、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の本取引に係る債権その他一切の債権をその債権の期限にかかわらず、当社はおお客様に対する通知その他所定の手続きを省略し、いつでも相殺することができるものとします。
2. 前項によって差引計算をする場合、債務の利息及び損害金については当社所定の利率を差引計算の実行日まで付することができるものとします。
3. 第 1 項により差引計算をする場合、債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債務の利息レートについては、当社所定の利率によるものとします。

#### **第 26 条 (充当の指定)**

お客様が当社に対する債務の弁済を行う場合、又は、当社が第 25 条の差引計算を行う場合において、お客様の弁済額又はお客様の当社に対する債権がおお客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社が任意に定める順序方法により、預託証拠金をもって不足額に充当することができることとし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

### 第 27 条 (遅延損害金)

お客様が当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、お客様より履行期日の翌日から履行の日まで、年率 14.6%の割合による遅延損害金を申し受けることができるものとします。

### 第 28 条 (債権譲渡等の禁止)

お客様が当社に対して有する債権は、他に譲渡、質入、その他処分をすることができないものとします。

### 第 29 条 (届出事項の変更・通知の効力)

1. お客様が届け出た氏名、住所、電話番号、電子メールアドレス、その他当社が定める事項に変更があったときは、お客様は当社に対し直ちに当社の指定する方法をもって届出を行うものとします。
2. お客様の届け出た住所若しくは事務所の所在地又は電子メールアドレス宛てに当社により発信された諸通知が、転居、不在その他当社の責めに帰さない事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとします。

### 第 30 条 (政府機関等への報告)

1. 当社が政府機関又は業界団体から、法令又は規則等に基づきお客様に係る本取引の内容等を報告することを求められたときは、お客様は当社がこのような報告をすることに異議なく承諾するものものとします。
2. 前項の報告に関連してお客様に損害が発生した場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。

### 第 31 条 (個人情報の取扱い)

1. 当社は、お客様の個人情報(お客様が当社に開示したお客様の属性に関する情報、及びお客様の取引に関する履歴等の情報)をお客様の事前の同意なく第三者に対して開示することはありません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。
  - 1)官公庁等の公的機関から法令に基づき開示を求められた場合
  - 2)当社、他のお客様又はその他の第三者の権利、利益、名誉等を保護するために必要であると認められる場合
  - 3)当社が本約款に基づく業務を行うため、業務の委託先又は提携先に必要な範囲で開示する場合(この場合、委託先又は提携先に対しても適切な管理を要求いたします。)
2. 当社は、以下の目的でお客様の個人情報を業務上必要な範囲で利用します。
  - 1)お客様の口座開設時の審査目的のため。
  - 2)お客様口座への入出金処理、業務処理の連絡、各種お問合せに対する返信のため。
  - 3)当社の商品やサービスに関するメールマガジンその他の方法による広告を含む情報提供、アンケート等の実施のため。

### 第 32 条 (免責事項)

1. 本約款、本取引口座、本取引システム又は本取引に関連して、次の各号に掲げる事由によりお客様に生じた損失・機会利益の逸失、費用負担について、当社及び当社ウェブサイトへの情報提供元は一切の責任を負わず免責されることとします。

- 1) 政治、経済若しくは金融情勢の変化、天災地変、戦争、ストライキ、外貨事情の急変、政府の規制等による外国為替市場の閉鎖・取引制限等、不測の事態又は不可抗力と認められる事由により、本取引に係る外国為替取引の執行、金銭の授受又は預託の手続き等が遅延し、又は不能となった場合。
- 2) インターネット、携帯電話設備等の通信機器、通信環境、当社並びにお客様のコンピューター(ハード、ソフト)等の故障、障害、誤作動、市場関係者若しくは第三者が提供するシステム、ソフトウェア等の故障・誤作動、通信回線のトラブル等により本取引システムによるサービスの一部又は全てに障害が発生した場合等、本取引に関する一切のシステムリスク。
- 3) お客様の錯誤、誤入力によって売買注文が約定成立した場合、若しくは約定成立しなかった場合。
- 4) 電子メール又は郵便の誤配、遅延又は紛失等、当社の責めに帰すことのできない事由による場合。
- 5) 市場取引の急激な変動に伴う約定価格の乖離。
- 6) 急激な注文の殺到に伴う取引の全部又は一部の履行遅延、履行不能。
- 7) 当社が提供するチャートを含む情報の表示あるいは更新停止。
- 8) お客様のログインID、パスワードを第三者が使用して本取引を行った場合。
- 9) 第 11 条に定めるロスカットによるポジションの処分。
- 10) 第 10 条に定める強制決済によるポジションの処分
- 11) 本サービスで受ける情報の誤謬、停滞、省略及び中断ならびにシステム障害等。ただし、当社に故意又は重大な過失があった場合を除く。
- 12) 市場レートから乖離したバグレートによる約定。
- 13) その他、当社の責めに帰すことのない事由が発生した場合。

2. 前項各号の事由により、本取引に係る注文及びその執行がお客様の意図する内容で行われなかった場合も、お客様はその責を負うこととし、お客様はこのことをあらかじめ了承します。

### 第 33 条 (損害賠償についての制限)

当社の責に帰すべき事由であっても、その事由の如何にかかわらず、お客様の得べかりし利益については、当社はその一切の責を負わないものとします。

### 第 34 条 (録音)

当社は、当社とお客様の間で交わされる電話通話を事前の通告なしに録音できるものとします。

### **第 35 条 (サービス内容及び契約書面等の変更)**

1. 当社は、本取引に関するサービスの内容及び契約書面等をお客様の事前の承諾なしに変更する場合があります。また、契約書面等は法令の変更、監督官庁の指示、所属加入協会の規定変更等に伴い、随時改訂される場合があります。
2. 前項により契約書面等又は当社が提供するサービス内容が変更された場合、当社はその内容を本取引システム又は当社ホームページ、若しくは電子メールによりお客様に通知します。この場合、本約款につきましては、お客様が所定の期日までに当社に対する異議の申し出を書面又は電子メールにより行わないときは、その変更に同意したものとみなすものとします。
3. 通知後に行われた取引は、本約款又はサービス内容の変更を承諾の上なされたものとみなします。

### **第 36 条 (準拠法・合意管轄)**

1. 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。
2. 本約款は、「金融商品取引法」、「外国為替及び外国貿易法」等その他の日本国の法律に準拠し、外国為替銀行取引で通常行われている慣行に基づき、当社が取り決める規程に従って解釈されるものとします。
3. 本約款、取引口座、本取引システム又は本取引に関連して当社との間に発生した紛争については、当社所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

### **第 37 条 (その他)**

本約款に定めのない事項又は本約款の履行若しくは解釈につき疑義を生じた時は、「店頭外国為替証拠金取引説明書(金融商品取引法第37条の3の規定による契約締結前交付書面)」及び関係法令等に従うほか、双方誠意をもって協議し、円満解決を図るものとします。

以上

平成 22 年 7 月 20 日制定

平成 22 年 7 月 24 日改訂